

(本社・工場)熊本市西区田崎町380

お客様TEL

(本社営業部)熊本市西区田崎2-2-6-1F (096)322-7788

ありがとう!

シレ ➡ 「47期こそ震災からの復旧、
新たなる歩みを踏み出します!」

47期も
がんばり「おおへ

伝承!

おだし教室
11:00~13:00まで
会員料1000
定員6名
6/5(火) 23(土) うさん
7/5(木) 21(土) そよかん

夏休み!

お客様教育教室
11:00~13:30
お客様料1000
保護者料500
8/22(水)~25(土)
おだし教室を削って
だしをとて野菜を
切って、だしにねて
味かけてたら
「だし汁」ができる
やつなど…
していただきまーす。

第46期は、鰹節や昆布、いりこなどの値上がりがあり、価格改定や商品代替の相談の1年でした。震災で本稼働できず、迷惑をお掛けしている上に価格改定、商品代替のお願いに応じて戴き、本当にありがとうございます。47期のスターは、石油価格の上昇が影響し、とうとう包材値上げ要請がきました…しかも、削りぶし用包材には絶対に欠かせない「エバーレ(酸素遮断フィルム)」の入荷の遅れと包材工場の人手不足や働き方改革もあって納期が2倍に延びてきてます…これも困ります。石油価格の上昇は生活全てに関わるので今後も注視なければ!ですね。

年前は「一喜一憂」の1年でしたが、今は新工場着工への道のりが長く、今年に入り「一喜五憂」くらいに重く圧し掛かっています。だからといって瘦せていくわけもなく、逆にストレス太りに拍車がかかっている(!?)です。(先月は久しぶりに胃がんになった。)しかし、毎日仕事に精励してくれるスタッフたち、支えてくださる皆様のためにも1日も早く新工場を竣工させ、自社製造ができることを全スタッフと感じ合いたいと思っております。47期もどうぞ宜しくお願い申上ります。株式会社山一 代表取締役 林豊子

消費税
軽減
税率
制度
2019年
10月1日
スタート



いよいよ実施まで1ヶ月となりました。
この制度に関する説明会や補助金説明会
が増えてきましたね。(豊)は今月中旬の説明
会に参加する予定。今後、税務課主催の
説明会があるようです。9/28(金)、10/1(月)
はアリーナにて45名定員。
詳しいは→を見てください。→政府広報オンライン

外食にあたらない事例
= 軽減税率を適用

- 牛丼屋・ハンバーガー店の「テイクアウト」
- コンビニの弁当・惣菜(イートインコーナーがある場合でも、持ち帰りとして販売されるときは軽減税率を適用)
- 屋台での軽食(いすやテーブルなどの飲食設備がない場合)
- 有料老人ホーム等での飲食良品の提供、学校給食等
- そば屋の「出前」、ピザの「宅配」

8%

売上げは8%、でも包材
や備品は10%、2%は

10%

先払いがいい

外食にあたる事例
= 標準税率を適用

- 牛丼屋・ハンバーガー店の「店内飲食」
- コンビニのイートインコーナーの飲食を前提に提供される飲食料品(例:トレイに載せて通常購入される、近郊の需要がある飲食に属する食品)
- フードコートでの飲食
- ケータリング・出張料理等
- そば屋・ピザ屋での「店内飲食」